

●第 26 期における継続的な活動を実施するための加盟国際学術団体に対応する
分科会・小委員会の設置について

〔 令和 5 年 7 月 13 日 〕
〔 日本学術会議第 347 回幹事会決定 〕

第 26 期（令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで）における日本学術会議が加盟する国際学術団体に対応する分科会・小委員会の設置について、継続的な活動を実施するため、以下のとおり対応する。

1. 国際委員会のみ置く分科会・小委員会

①分科会・小委員会の設置決定及び施行

令和 5 年 9 月 30 日までに幹事会において決定し、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

②設置期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

③構成員

第 26 期の幹事会において決定する。

2. 国際委員会及び部又は分野別委員会に置く分科会・小委員会

(1) 国際委員会に置く分科会・小委員会

①分科会・小委員会の設置決定及び施行

令和 5 年 9 月 30 日までに幹事会において決定し、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

②設置期間

部又は分野別委員会に置く分科会・小委員会（対応する国際学術団体を同じくするもの）に同じ。

③構成員

部又は分野別委員会に置く分科会・小委員会（対応する国際学術団体を同じくするもの）と兼ねる。

(2) 部又は分野別委員会に置く分科会・小委員会

①分科会・小委員会の設置決定及び施行

令和 5 年 9 月 30 日までに幹事会において決定し、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

②設置期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

③構成員

第 26 期の幹事会において決定する。